

昭和三十七年大蔵省令第五十二号

契約事務取扱規則

予算決算及び会計令第七十八条、第一百条第二項、第一百条の四、第一百一条の五、第一百二条第一項、第二百二条第一項、第二百二条の二及び第二百四十四条の規定に基づき、契約事務取扱規則を次のように定める。

(通則)

第一条 契約担当官等の契約事務の取扱いその他契約に関する事務の取扱いについては、他の法令で定めるものほか、この省令の定めるところによる。(定義)

第二条 この省令において、「各省各府の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各府の長を、「契約担当官」とは、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)以下「法」という)第二十九条の二第三項に規定する契約担当官を、「契約担当官等」とは、法第二十九条の三第一項に規定する契約担当官等を、「一般競争」とは、同条同項の競争を、「入札保証金」とは、法第二十九条の四第一項の保証金を、「資金前渡官吏」とは、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五条)第一条第四項に規定する資金前渡官吏を、「入札保証金出納官吏」とは、同条第五項に規定する歳入歳出外現金出納官吏を、「資金前渡官吏の支払の原因となる契約の制限」とは、(競争参加者の資格の審査の結果の通知)官吏を、「歳入歳出外現金出納官吏」とは、同条第五項に規定する歳入歳出外現金出納官吏を、「資金前渡官吏の支払の原因となる契約を行なう契約担当官は、当該資金前渡官吏が交付を受けた資金をもつて支払をすることができる限度において契約を締結しなければならない。

(競争参加者の資格の審査の結果の通知)
第四条 各省各府の長又はその委任を受けた職員は、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第二百六十五条)以下「令」という)第七十二条第二項(令第九十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、一般競争又は指名競争に参加する者の資格を審査したときは、令第七十二条第一項又は第九十五条第一項の資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者にそれぞれ、必要な通知をしなければならない。(財務大臣の定める入札保証金に代わる担保)
第五条 令第七十八条第一項第四号に規定する財務大臣の定める担保は、次に掲げるものとする。

一 令第七十八条第一項第一号の規定に該当す

るもの除くほか、日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券(以下「公社債」という)。

二 地方債

三 契約担当官等が確実と認める社債
四 契約担当官等が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律)(昭和二十九年法律第百九十五号)第三条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し又は支払保証をした小切手(以下「公社債」という)。

五 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形

六 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

七 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

八 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

九 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十一 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十二 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十三 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十四 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十五 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十六 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十七 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十八 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十九 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

二十 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

二十一 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

二十二 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

二十三 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

二十四 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

二十五 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

二十六 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

二十七 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

二十八 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

二十九 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

三十 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

三十一 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

三十二 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

三十三 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

三十四 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

三十五 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

三十六 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

三十七 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

三十八 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

三十九 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

四十 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

四十一 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

四十二 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

四十三 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

四十四 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

四十五 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

券の取扱店たる日本銀行を指定しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第七条 契約担当官等は、一般競争又は指名競争に参加しようとする者が国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことにより、令第七十七条(令第九十八条において準用する場合を含む。)の規定により、入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(小切手の現金化等)

第八条 契約担当官等は、一般競争又は指名競争に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供の場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、関係の歳入歳出外現金出納官吏に連絡し、当該歳入歳出外現金出納官吏をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

前項の規定により落札者を定めたときは、直ちに、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるところにより通知をするものとする。

一 最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を落札者とした場合 次に掲げる者との区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ 最低の価格をもつて申込みをした者で落札者とならなかつた者 落札者とならなかつた理由その他必要な事項の通知

ハ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

二 最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

ハ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

二 最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

三 前項の規定による通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があつた旨を公表するものとする。

二 地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル國債ノ価格ニ関スル件(明治四十一年勅令第二百八十七号)の例による金額

三 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手(契約書の作成等)

四 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした小切手(契約書の作成等)

五 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

六 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証(契約書の作成等)

七 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

八 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

九 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十一 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十二 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

十三 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証

六 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額(最低の価格をもつて申込みをした者を落札者としないこととする必要がある場合の手続)

第七条 契約担当官等は、法第二十九条の六第一項ただし書の規定により、最低の価格をもつて申込みをした者を直ちに落札者とせず、令第八十六条から第八十九条までの規定により落札者を定める必要があると認めるときは、遅滞なくこれらの規定による手続を経て落札者を定めなければならない。

第八条 契約担当官等は、(最低の価格をもつて申込みをした者を落札者としないこととする必要がある場合の手続)

第九条 令第七十八条第一項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

一 最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ 最低の価格をもつて申込みをした者で落札者とならなかつた者 落札者とならなかつた理由その他必要な事項の通知

ハ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

二 最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

三 前項の規定による通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があつた旨を公表するものとする。

二 最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

ハ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

二 最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

三 前項の規定による通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があつた旨を公表するものとする。

二 最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

ハ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

二 最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

三 前項の規定による通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があつた旨を公表するものとする。

二 最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

イ 当該落札者 必要な事項の通知

ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

三 前項の規定による通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があつた旨を公表するものとする。

記録を同様に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合とする。

附 則

2 1 この省令は、公布の日から施行する。

次に掲げる命令は、廃止する。

一 会計規則第九十六条ノ規定ニ依リ一般競争

二 加ラムトスル者ニ必要ナル資格ニ関スル件

(大正十一年大蔵省令第三十三号)

二 鉄筋混泥土函製造及沈置用仮橋橋其他ノ物

件ノ貸下競争ニ加ハラントスル者ノ資格ニ関

スル件 (大正四年大蔵省令第十七号)

附 則 (昭和四六年一一月三〇日大蔵省令第八一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の契約事務取扱規則第二十六条の規定は、昭和四十六年十月一日から適用する。

附 則 (昭和四七年五月一五日大蔵省令第四七号) 抄

この省令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生日 (昭和四十七年五月十五日) から施行する。

附 則 (昭和五五年八月三〇日大蔵省令第三六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年一一月一八日大蔵省令第四五号) 抄

この省令は、特例政令の施行の日 (昭和五十六年一月一日) から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月二八日大蔵省令第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月二七日大蔵省令第二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一一月一七日大蔵省令第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一日大蔵省令第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年一一月一七日大蔵省令第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一日大蔵省令第六〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年六月二八日大蔵省令第六〇号) 抄

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二九日大蔵省令第七五号) 抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

この省令は、平成二十六年三月三日から施行する。

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

この省令は、平成二五年一二月二七日財務省令第六四号) 抄

この省令は、平成二十六年三月三日から施行する。

この省令は、平成二五年一二月一三日財務省令第三八号) 抄

この省令は、平成二十六年三月三日から施行する。

この省令は、平成二五年一二月二七日財務省令第一九号) 抄

この省令は、平成二十六年三月三日から施行する。

この省令は、平成二五年一二月二七日財務省令第一九号) 抄

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

この省令は、平成二五年一二月二七日財務省令第一九号) 抄

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。